

尋常小學讀本教授用書 卷二

K121.8
17
2

K121.8

17

2

國光社編纂

尋常小學讀本教授用書

東京 國光社

尋常小學讀本教授用書卷之二

國光社編

總論

本卷は總て廿五課より成り、五課毎に一段となし、分ちて五段となす、每段前段の意を繼承し、敷衍し、而して總て前卷に於いて啓發したる所の觀念を豫備とし、更に一步を進めて、其の意を敷衍し、各段其の最重を置く所のものに由りて之を總括せり、第五段に於いては、更に前四段を總括し、以て本學年の教科を總合して、臣民の本分たる忠良の一要義に歸す、其の各段の意義の如きは以下序を追うて之を述べん、希くは、教授者細心留意して編者の意の存する所を誤らざらんことを望む、

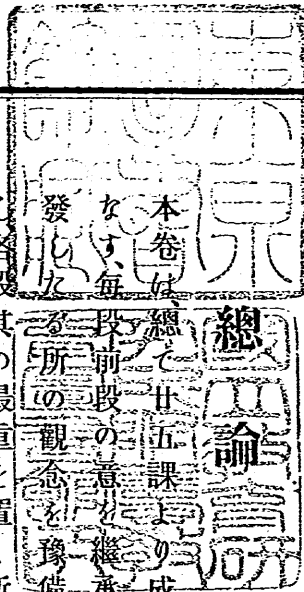
國光社編纂

尋常小學讀本教授用書

東京 國光社

尋常小學讀本教授用書卷之二

國光社編



本卷は總て廿五課より成り、五課毎に一段となし、分ちて五段となす、毎段前段の意を繼承し、敷衍し、而して總て前卷に於いて啓發したる所の觀念を豫備とし、更に一步を進めて、其の意を敷衍し、各段其の最重を置く所のもの由りて之を總括せり、第五段に於いては、更に前四段を總括し、以て本學年の教科を總合して、臣民の本分たる忠良の一要義に歸す、其の各段の意義の如きは以下序を追うて之を述べん、希くは、教授者細心留意して編者の意の存する所を誤らざらんことを望む、

第一課 日の出

(注意) 以下第一課より第五課に至る一段は、本巻の精神とすべき、最主要なる教訓を連ねて冒頭となし、もつて、各課の關係及各課の寓意に於いては、教授者の注意して、其の意義を貫徹せしめられんことを要す。

本文 あさひが、やまから、でかかりました。

ひの、では、きれいでありました。

注意 本課は一の巻第一課「日」と云へる教課の意を反覆し、更に之を敷衍する目的に出づ、即旭日の瞳々として東山の端に上る状、其の尊嚴其の廣大は、以て我が國體の尊嚴に比すべく、以て神州國民の雄大なる氣象に比すべし、是本書全體の主義精神とする所にして、其の意義の詳細に至りては、前巻第一課に陳述する所の如し、而して前巻の「日」の課に於いては、其の畫に廣大なる海洋面を示し、以て我大八洲の海國として世界に雄飛すべき意を寓したるを以て、本課に於いては、山間僻邑の地に於いて、兒童が居常屬目する所に依りて、「日」に配するに「山」を以てせり、而して旭日の光輝が鬱葱たる山林に映する状を示して、自然山林を愛護する思念を發生せしむる意を寓す、且畫樣

に山間一面の田園を示せるは、是村郷致富の象を寫し出せる意義なれど、教授者宜しく此の畫様の深意の存する所に依りて、其の教用の術を運用すべし、

後節(ひ)の、ではきれいであります此の一句は之を兒童の心鏡に映せしめて、其の秀麗高妙なる感想を發せしめ、我國の前途をして毎朝見る所の太陽と同じく、赫々たる光輝を發せしめんことを勉むる念を感發せしむべきなり、今假に教授の一例を示せば左の如き説話の順序に依るも亦一法ならんか、

- 誰某の家は、日の出の勢なりなき云ふが、日の出の勢とは、如何なることを意味するか、
- 如何せん、家をして、日の出の勢とならしむることを得るか、
- 我國は、支那に勝ちてより、名譽は世界を震動せり、此の勢を形容せん、何といふべきか、

應用

- (一) ひが、くれる、
 - (二) あさひが、さす、
 - (三) よが、あける、
- 此の上もなほ我國の勢をよくするには、吾人は如何にすべきか、

第二課 雞

本文 ここに、にはどりが、ないてをります。

これは、をんどりでありませう。

注意

本課は第一卷第三課の「トリ」の意を受け、又前課の「旭」と云へるより連絡したるものなり、旭日始めて東天に昇りて鶏鳴を聞く、朝景の爽快なる、宇宙此に過ぐるものなし、鶏の聲は、實に人の精神を鼓舞作興するものにして、兒童をして、之を聞くことを喜ばしむる念を發せしむるは、緊要の事なりとす、鶏鳴て起き、盥嗽し髪を櫛り、衣を整へて禮容を具へ、父母の安否を候ふことは、子弟の禮にして、我國古來より行はれ來りたる道なれを併せて此の習慣を助長せしめんこと肝要なりとす、教授者宜しく本課の効力をして、此の點にまで及ばざしむる工夫なかるべからず、

後節(これはをんどりでありませう)此の一句、又、聊意の存する所なきにあらざ、即時を告ぐるは、雄鶏の職分にして、牝鶏の晨を告ぐるは、我國の習にあらざ、男女の道を、鶏に依りて説き示せること、古來其の教あることなれを、本課も、亦、茲に其の意を寓せり、

應用

(一) にはどりに、は、どきかど、けづめどがありませう、

(二) めんどりは、たまごをうむ

第三課 生徒體操

本文

ガクカウノセイトガ、ナランデナリマス。

コレハ、タイサウナスルトコロデアリマス。

注意

本課は、前課の早起と云へることに連絡して、學校の狀を寫し、且前卷第十四課第十五課及第卅五課の意を反覆訓練したるものにて、始めて學校の事を説くに當り、先體操の課を出したるは、編者大に深意の存する所あれとなり、今や學生の體質漸軟弱ならんとする時に當り、之を矯正して、元氣を作興する法は、專體育を主とせざるべからず、現時知識の發達に於いては、之を歐米國人に比して、遜色なしと雖、近來體育に注意せざる結果として、惜いかな體格軟弱に陥り、智能を容るゝ器に適せず、動もすれば勤勉の力を喪失して、自分を誤るもの十に八九あり、何ぞ痛嘆に耐ふべけんや、學校衛生の事、近頃頗る重を措くに至れるは、喜むべきこと、いふべし、茲に體操のことを掲げたるには、兒童をして身體を鍛練する意氣を作興せしめんとせしに外ならず、

應用

(一) セイトガ、ガクカウニユク、

- (二) ガシカウデハ、タイサウモシマス、
- (三) タイサウハ、カラダヲ、ツヨクイタシマス、

第四課 天長節ノ祝

本文 ケフハ、テンチヤウセツデアリマス。

イマカラ、ガクカウヘデテ、オイハヒマウシマセウ。

注意 本課は、前課の學校と云へることより連絡して之を出す、且教課の順序は、正に天長節の佳辰に相當せるを以てなり、抑學校教育の事たる、其の本旨とする所は、忠良なる臣民を養成する一義に外ならず、故に學校訓練の要旨とする所も、亦之を措きて他にあるべからず、故に先天長節の佳辰に於いて、臣民の誠意を捧ぐる事を以てせり、是最重んずべきことなれど、本課は特にこゝに之を掲ぐるなり、

(附説) 天長節は、畏くも我が 天皇陛下の御降誕ましし、佳辰なれど、苟臣民たるもの、誠心誠意を以て祝賀し奉るべきは、當然の事なり、學校の授業を休むも、亦擧りて拜賀の式を擧げ行はんが爲なり、然るに、往々授業を休むを以て、單に遊ぶべき日と心得、校内に於いて、御眞影を拜し、祝賀の式を擧ぐる席に列せざるものあり、是父兄が家庭

の教育如何にもよるべけれど、三つ兒の精神百までの警諭もあれど、須く十分に拜賀の式を擧ぐる所以を諭し、御眞影を拜するは、恰、陛下の御前に伺候して、祝壽を奏するに等しき事を、記性せしめんことを務むべきなり、

應用

- (一) ケフハ、十一ケツ三カデアリマス、クハツハ未授ケザ
- (二) テンチヤウセツハ、テンシサマノ、オウマレアンパンタヒデアリマス、
- (三) キミガヨノウタヲウタツテ、オイハヒマウシマセウ、

第五課 國歌

本文 きみがよは

ちよにやちよに

さざれいしの

いはほとなりて

こけのむすまで。

注意 本課は、前課に關聯して、君が代の國歌を教ふ、教育者其の教訓の際に於いて特に

注意すべき要領甚妙しとせず蓋唱歌は、兒童の心神を養ふに於いて、其の効果最著く、愈久うして、其の感化愈深きものなり、故に此の歌を唱ふるに際し、兒童をして其の真意より發せしむることに重きを措かざるべからず、若其の口唱の狀、單に俗語に於けるが如くならしめむ、其の効なきのみならず、反りて其の結果大に衰ふべきものなり、而して此の神聖にして尊重なる、君が代の國歌を、甚不適當なる場所にて唱へらるゝことあるは、最悲むべきことなりとす、專學校の教育に於いて、主として訓誡匡正を要するものなりと信ず、即之を唱ふる時と場所とを撰ぶと共に、一念至誠の衷情より發せしむる様にすべきなり。

應用

(一) ちよにやちよとはいつまでもとねなじことであります。

(二) さされいしどはちいさないしのことです。

(三) いはほとは、ねはきないしのことです。

(四) こけのはゆることを、むすまうします。

備考

此の歌の出所は古今集第七賀の部に題しらす、讀人知らず、我が君は千世に八千世にさいれいしの唄となりて昔のむすまでとあるを、君が代と改めて今は祝賀の歌詞に用ゐられたるなり。

第六課 秋

(注意) 以下第六課より第十課に至るまでを一段となす、前段に於いて本卷の全體を冒頭となせる意に次ぎて、専、産業勤勉悦樂の事を説き、且海國思想養成の端となす。

本文 このひとは、いねを、かつてをります。

いねのほがおもさうにたれてをります。

ことしは、ほうねんでありませう。

注意 本課は農業稼穡の狀を寫して、我國多數人民の産業に就き、之を重んずる思念を涵養する意を寓せり。

後二節(いねのほが、れもさうにたれてをります)(ことしはほうねんでありませう)此の二句は、實に農家快樂の狀を寫し、ものにして之を讀まむ農家歡喜の狀、霽然として思念に浮ぶものあるべし、凡實業獎勵の念を興へんには、先其の業を喜ぶ念を發せしむるを以て本とす、農家の兒童と雖、農業は如何に快樂多きかを知るにあらざれむ、之を尊重する念を起すことを得ず、故に本課は、其の收穫時の樂の以て一年の勞苦を忘

るに足るべきを示し、以て大に其の農業を奨励すべき端を啓きたり、
 (附説) 本課の如きは、稻を刈るにつき、苗代より、田植、耕耘、灌漑の事並に収獲の事より、米
 となるまでの農夫の勞苦を概説し、總て事は千辛萬苦の後ならでは、良結果を見るを
 得ざるを説き、併せて穂の充實するに従ひ下垂するは、恰人の學徳の身に備はる程、人
 にも謙ることを例證し、徳性陶冶の料に供するに便なるべし、

應用 (一) かまにて、いねをかる、

(二) ひどが、れもさうに、いねをかついでゆく、

(三) いねがよくできたとしを、ほうねんどいひます、

第七課 休時間の遊事

本文 オヤスミノジカンニ、ナリマシタ。

ナニナシテアソビマセウカ。

オニゴトヲ、イタシマセウカ。

テウレンノマチヲ、イタシマセウ。

注意 本課は、放課時間の狀を寫して、學校の娛樂を知らしむる意を主とす、(オニゴトヲ

イタシマセウカ)の一句は、専女子に就きて、(テウレンノマチヲイタシマセウ)の一句は、
 専男兒の遊戯に就きて、之を示せるものなり、
 能く勤め能く遊ぶは、良習にして、優遊不斷は、陋風なり、勤むべき時に勤め、遊ぶべき時
 に遊ぶ、其の業や進捗して、其の遊や快裕なるは、必然の理なり、之に反して、務むるとも
 なく、遊ぶともなく、業務に従事するに時間の制限なく、休息するに一定の規律なきと
 きは、倦怠交來りて、常に活潑の動作に乏しく、快樂の伴ふものなきに至るは、是亦當に
 然るべき所なりとす、我が雄大なる國民は、常に斯の如くなるべからず、習慣は第二の
 天性となるべきものなれど、常に時間を恪守し、放課時間には、常に快裕の遊戯に従事
 せしめ、思想を一洗して、再課業に服せしむる好習慣を養成せざるべからず、即各放課
 時間には、務めて兒童を開掖誘導して、快裕なる遊戯を取らしめ、次の課業に對し、倦怠
 の念がらしめんことを要す、

應用 (一) ヤズミノジカンニハ、オニゴトヲイタシマセウ、

(二) テウレンハ、オモシロイアソビデアリマス、

第八課 兵隊遊

本文

タラウガ、ダイシヤウニナリマシタ。
ケンチヌイテ、ガウレイシテナリマス。
ヘイタイガ、イキホヒヨク、ススンデユキマス。
ユノヘイタイハ、バウシチカブツテナリマセヌ。

注意

本課は前課に連絡して、兒童が快活なる隊列運動をなす状を示す、其の最初に於いて、たうはたいしやうになりましたの一句中、太郎と云へる假設辭は、即其の級中の年長者の意にして、友誼間に於いても、長幼の序を重んずべきことの意、此の中に存するが、けんをぬいて、いさほひよくすんで、是等の文字は、兒童の快活なる心性に向ひて、其の勇猛なる精神を鼓舞することに注意するは、教授上の要點なりとす、而して、我國の兵制は、國民皆兵士となるべき制度なることを説き、兵役は國民の義務にして、此の義務を盡すは、國民の本分なることを諭し、若、體格虛弱等の故を以て、兵士たるを得ざるは、不名譽なることを自覺せしめ、體育の忽にすべからざることを、忘れしめざらんことを要す。

應用

(一) タイシヤウハ、ガウレイスルヒトデアリマス。

第九課 池ノ舟遊

本文

二ラウサン、フチチコシラヘマセウ。
コノイタニアナチアケテ、タケノホバシラナタマセウ。
サア、フチガ、デキマシタ。
ユレカラ、ホバシラニ、ハタチツケテ、イケゾナカニ、ウカセマセウ。

注意

本課は、兒童友誼の狀を寫し、併せて舟を製作する様に依りて、本書編纂の主旨中、重を掛ける、海國思想養成の端緒を啓く、即第一卷第一課の劈頭に於いて、先大海を示したる主意に基き、正に大に海國民の思想を養成せんとすれをなり、夫我國の海上、權力を擴張して、國運の隆盛を計らんには、諸多の計畫ありと雖、其の基く所は、國民の海國思想に求めざるべからず、而して斯かる思想は、多くは校外に於ける遊戯の際に實地演習せらるゝものなり、古來我國の風習、專陸上の事業のみを重んじて、未海上の事

に及せず、兒童の常に愛玩する物の如き、三月の雛人形五月の幟、或は劍槍弓、矢等其の種類尠からずと雖、未玩具の舟の如きものは、稀なりしなり、然るに世界の海國と呼ぶる、他邦の風俗に就いて察するに、兒童嬉戲の器具は常に帆船、或は小艇の如きものを用ゐる海軍の思想を養成すべきものにして、足らず、海上權力の一張一弛は、皆此に發源すとせむ、宜しく深く推究せざるべからず、教授者須く此の意を了解し、適當に應用せられんことを切望に堪へざるなり、且其の畫に於いて、橋に日章旗を揚ぐるもの、偶然に非ざることを知了せられんことを望む、

應用

- (一) フネハ、ミヅノウヘラ、ユクモノデアリマス、
- (二) フネハ、サカナヲトツタリ、ウミヲワタツタリ、ニモツヲハコソダリスルニモチキマス、

第十課 小舟遊汽船

本文

ひとがふねのつてをります。
 この人は、ろでふねをこいでをります。
 これは、ちひさいふねであります。

あれあちらのはうに、たほきなふねが、みえます。
 あの、大きなふねは、じようきせんであります。

注意

本課は前課に連絡して其の意を擴充し、更に一步を進めて人の體を漕ぐ様を示して、操舟の事を説話する序となす、海濱漁家の兒童にありては、幼稚にして尙、操舟の術を知ると雖、山間の兒童に於いては、曾、之を知らず、固より其の居る處の土地によりて、其の風習も同一ならざれども、今我が國を以て大陸諸邦に比すれば、如何なる地方も海濱を距ること遠からず、總べて之を海濱の兒童と云ふも、過言にあらざるなり、故に操舟の事の如きは、之を説話するの要、極めて重大なりとす、末句蒸氣船の事をいひ、且畫様に於いて之を示せるものは、是亦大に留意説話すべき事なりとす、

應用

- (一) ふねには、ろでやるのど、ほでゆくのど、じようきですすむのどあります、
- (二) じようきせんは大きく、ばねどは、ちひさいくあります、
- (三) じようきせんのはうは、はまへせんよりは、やうごさいです

第十一課 犬

(注意) 以下第十一課より第十五課に至る、五課を以て一段となす、此の段に於いては、前段の意を繼承し、本邦人、氣風精神の基する所を説き、漸進みて氣節の一

端に及び、兼て地理志想の端緒を啓發し、且歴史の一斑に及ぶ、

本文

アノ人ハ、ナヒサイイヌヲ、ツレテナリマス。

小サイイヌハ、カハユラシイモノデアリマス。

アレ、大キナ犬ガ、ワンワント、ホエツキマス。

小サイ犬ガ、カハユサウデアリマスカラ、コノタケデ、大キナ犬

ヲ、オヒマセウ。

注意

本課に於いては、兒童の喜ぶべき種々の談話につきて、單簡なる事實の説話より、邦人の最重んずべき氣節の一端を説き示さんとするものなり、即本邦人は本来一種の性質を存せり、此の氣風は弱を扶け強を挫ぐ仁義の美風にして、一國元氣の基礎となるものなり、夫弱を扶け強を懲らすは、我日本魂の因りて生ずる所以にして、最尊重すべき精神なり、然るに執近に至り士風漸廢頹し、離合集散只利を是計る、最輕薄なる氣風をなさんとす、豈慨すべき至ならずや、此の士風を挽回するは、今日より急なるはなし、今や東洋の風雲日に非なり、而して我が邦の天職諸多衰弱の隣邦を扶持して、東洋の面目を維持すべき任、亦正に刻下に迫れり、而して内には、邦人の最尊重すべき義

狭の風は漸消盡して復回すべからざらんとす、之を挽回せんことは、小學教育を措て、將何の所にか之を求めん、教育の大任此處に存する事を知らず、宜しく意を此の點に注がれんことを望む。

應用

- (一) 犬ハ、ワンワントホエマス、
- (二) ナンハ、小サツテ、カハユラシクアリマス、
- (三) 大キナ犬ハ、ツヨサウデアリマス、
- (四) ヨツイ犬ハ、ウチノマヘデバカリホエマス、

第十二課 犬猫を追ふ

本文

小さな犬が、大きなねこを、れひかけてきました。

ねこは、きのうの上に、けのぼつて、したをみてをります。

犬は、木にのぼれませぬゆゑ、下から、ぼわてをります。

小さな犬でも、大きなねこよりは、つよいとみえます。

注意

本課は前課の意義を繼承して、其の意を擴充す、今や世界萬邦の形勢、其の強弱の勢は、強に邦土の大小廣狹に關せず、只其の實力の備はる所にあり、而して各國互に相

呑噬し、相擠排する間に立ちて、能く邦家の面目を保ち、宇内に雄飛せんと欲せむ、國民の元氣をして旺盛鞏固ならしむると同時に、財富の度を高くするに在り、本課記載する所甚無邪氣なる一説話に過ぎざれども、其の意の存する所亦此に在り、斯かる寓意は素より幼兒の耳に入り得べき所に非ずと雖、力の強弱は、其の體の大小に關らず、苟其の力弱からんか、如何に其の體大なりと雖、其の効なき所以を示し、其の實力を養ふべきことを知らしむべし。

應用

- (一) ねこは、たみの上につき、犬はのきの下にねる、
- (二) ねこは、木にのぼる、
- (三) ねこはねずみをとり、犬はうんをまもる、

備考

頼山陽猫狗説あり、其の旨高尚なりと雖亦以て説話の参考となるに足らん、左に之を録す、

猫捕鼠于内、狗警盜于外、各有其職、以事主者也、然諺曰、畜猫三歲、三日忘、畜狗三日、三歲不失、而人常愛猫、而疎狗、何哉、以其形體、則狗之粗、不若猫之嬌也、以其性情、則狗之剛決、不若猫之善柔便辟也、是以猫之於主人、不離、其左右出入、其圍圍、食有魚、豨有褥、而狗則寢於土、而食於餒、終歲不得望見、主人之面、認盜而吠、無賞、縱鼠而不捕、無暇

可悲也夫

第十三課

山の松、川の魚

本文

あちらまた、たかいやまが、みゆます。

山の上よ、まつの木が、はなををります。

まつのはは、いつも、あをあをとしてをります。

この川は山の下から、ながれて、くるのであります。

川のうちに、こひ、ふななぞが、すんでをります。

この川の水は、きれいであります。

注意

本課は、簡單なる談話によりて、地理志想を啓發する端緒とせり、其の松の事を説明するに當り、まつのはは、いつも、あをあをとしてをりますの一節は、第一卷第八課、及第十三課に於いて述ぶる所の意義を繼承し、かはのうちに、こひふななぞの句に於いては、前卷第二十二課、こひの意をうく、故に説話の際、前卷陳述せし所を参照し、以て其の意を敷衍せんことを要す。

應用

- (一) 山には木がはびてあり、川にはうをがすんでをります。
- (二) 川の水は山からながれてでます。
- (三) わがくには山たかく、水きよく、けしきよきくにであります。

第十四課 一月一日紙鳶と羽子

本文

けふは、一月一日であります。
 このうちよも、かどまつをたて、日の丸のはたを、あけてあります。
 あれ、をどこのこが、たこをあけてをります。
 をんなの子が、はねをついてをります。
 どちらもれもしろさうに、あろんでをります。

注意

本課は、教授課程の序、恰新年の季節に相當するを以て、特に之を掲ぐ、此の課に於いて、殊に教授者の注意すべき要件は、戸々門前に松竹を飾り、旭旗を掲げて、瑞雲綏難たる間、聖代の新正を謳歌するの際に發起すべき、最端正高尚なる感想を涵養し、以て

此の最愉快なる、泰平の新春を謳歌する所以の本源即、聖徳の鴻大無量なる所以の觀念を收得せしむるにあり、抑和氣霽々たる中に松竹萬春を籠め、翩翻たる旭章の下に、聖壽の無疆を謳ふことは、他の衰弱瀕死の邦土に住する國民の、受け得べからざる慶事たり、この感を兒童に想像せしむれば、聖代の恩徳を覺知せしむるに於いて、大に易きものあらん。

應用

- (一) 一月一日は、どしのはじめであります。
- (二) けふは、四はうはいの、わいはひ日であります。
- (三) がくかうにいつて、わいはひを、まうしてまゐりませう。
- (四) 日の丸のはたが、いへなみに、たてられてあります。
- (五) をどこの子は、たこをあけ、をんなの子は、はねをついてをります。

第十五課 紙鳶の繪

本文

ソノタコノエハ、ナニデアリマスカ。
 コレハ、カトウキヨマサガ、トラガリナシテナルエデアリマス。
 ソレガ、キヨマサデアリマスカ。

キヨマサハ、タイカフ、サマノケライデ、タイソウ、ツヨイヒトト、
キイテナリマス。
ワタクシラモ、キヨマサノヤウニ、ツヨクナリタイモノデアリ
マス。

注意 本課は前課の遊戯の節と、相連絡して、歴史上の志想を啓發する端緒とす、即加藤
清正の勇武を説明し、之に因みて、我が邦絶代の英傑たる豊太閤の事に及ぶ、太閤様加
藤清正等の語は、兒童をして、一度彼等の心中に其の根跡を止めしめなむ、終生遂に忘
れざるものなり、兒童をして太閤の威風を海外に輝かしたる豪氣、清正の六尺の孤を
托せらるゝに足る節義等を兼ね有せしめ、我が臣民たる躰面を保つに於いて、蓋遣
憾なかるべし、故に先此の二將の名を掲げて、歴史教授の端を啓きたるもの、その意
亦偶然に非ざるなり、ワタクシラモ、キヨマサノヤウニ、ツヨクナリタイモノデアリマ
ス、此の一句兒童をして、彼等名將の威風、并に氣概を欽羨する念を惹起さしむべき所
たり。

應用 (一) カトウキヨマサハ、ダイカフヒデヨミノ、ケライデアリマス、

- (二) キヨマサハ、テウセンセイバツノトキ、ダイソウテガラガアリマシタ、
- (三) キヨマサノヤウニ、ツヨイ人ハ、スシナシアリマス、

備考 (第五卷第二十四課備考参照)

第十六課 雪達摩

(注意) 以下第十六課より第二十課に至る、五課を以て第一段となし、前段の意義を
紹述して、兒童の活潑なる英氣を養ひ、艱難辛苦に堪ふべき素養をなさしめ、兼て
歴史理科の一斑に關する思想を養成し、又精勵勤勉の素地を涵養す、

本文 大ソウ、ユキガフリマシタ。
センセイガ、子供ヲツレテ、ウンドウバへ、出テ井ラレマス。
子供ガ、大キナ、ユキダルマツクリマシタ。
一人ノ子供ハ、フデデ、目トハナトチ、カイテナリマス。
ユノユキダルマニハ、口ガアリマセヌ。
コレカラ、ツケルノデアリマセウ。

注意 本課に於いては、雪中遊戯の様を示して、快活なる兒童の精神を養ひ、兼て忍耐勤

勉の貴重なる所以の意を寓す、凡國民を造らんには、三育を完全に發達せしむるに在り、而して體育を以て先となす體育とは、體操を活潑にする謂に非るなり、事に當りて寒暑風雨に耐へ、且、苦楚辛酸に堪ふべく、鍛鍊せざるべからず、即雪の降りし日には、雪を搏めて雪合戦をなすも可なり、雪達摩を造るも可なり、以て士氣を鼓舞振作すべし、小供は風の子と云へる如く、又雪の子と云ふべくして、降雪を喜び、雪中を奔走して意どせざるものなり、是兒童の體力に注意すべきことなれども、其の氣質體力を鍛鍊するは、實に寒暑の艱苦に遭遇せしむることを忘るべからず、

應用

- (一) 子供ガ、ウソドウバニ出テ、タイサウラシテキマス、
- (二) カホニハ、目ハナ、口、ミミガアリマス、
- (三) ユキノ日モヤスマズ、ガシカウニ出ルハ、ヨイセイトデアリマス、

第十七課 雪の歌

本文 ゆきの とりで を

つみ	あけて
まなびの	ともさち
うち	つぎひ
いくさ	あるびの
れも	しろや
ふれ	くゆきよ
つゆれ	ゆき
ふりつむ	ゆきを
ともしび	に
ふみ	みし人も
ありと	さく
われら	もつまん
まごの	ゆき

花モアリマス。

ウメハ、テンジンサマガ、オスキアソバサレタモノデアリマス。
ソレユエ、天神サマノゴモジニハ、ウメバチナツケマス。

注意

本課は、前課の雪の事に連絡して、梅花の克く寒を凌ぎ、春に先ちて開く事を説き、
以て第一卷第八課及第十三課の意義を紹述し、兼て梅花につき、理科志想の一端を啓
發し、又菅公の事實に説及す、本課意の存する所廣く且大なり、之を教授するに當りて
は、豫備を前卷の二課に取り、以て此等の觀念を啓發し、明晰確然たる思想を養成すべ
し。

應用

- (一) ウメノ花ニハ、白イノモ、アカイノモアリマス、
- (二) 花ビラハ、一ヘノト、又八ヘノトアリマス、
- (三) 天神サマハ、犬ソウウメヲオスキナサレマシタ、

第十九課 天神様

本文

天神サマノオ名マヘハ、スガハラノミナザチト、マウシマス。
小サイトキカラ、ガクモンガ、オスキデ、ウタチヨミ、文ナツクル

ユトガ、オジヤウズデアリマシタ。

サウシテ、又、天神サマハ、天ヲウサマニ、大ソウウチユウギナ、オ、方
デアリマシタ。

天神サマノオマツリハ、イツデアリマスカ。

注意

本課は菅原道真の事實を説明し、専歴史上の觀念を養成し、忠孝節義の志想を厚
からしめ、兼て勤勉の思想をして益深からしむるを以て主眼となす、
本課記載する所の菅公は、本書掲げたる、歴史に關する記事に於いて、第三回に當れり
既に豊太閤加藤清正の勇武と節義とありて、加ふるに菅公の至誠あらしめを、庶幾く
は完全なる臣民たるを得ん、菅公は、實に歴史上忠實至誠の臣として、萬代の標準軌範
とすべきものなり、我國古より倭魂ありしと雖、始めて倭魂の語を唱導したるは、實に
菅公其人なり、是亦記憶すべき事項ならん、末句「テンシンサマノオマツリハ、イツデ
アリマスカ」といへるは、文學の神として、祭祀する神なれど、既に兒童の知り居らんこ
とを察してなり、何の鄉村も、此の公を祭れる社多く、此の時季に於いて、祭典を施行す
るなるべし、此の時に於いて、其の當時を想起せしむるは、その便益効果蓋少ならざ
らんか。

應用

- (一) 天神サマトハ、スガハラミチザネコウヲ、マツツタオ名デアリマス、
- (二) 天ヲウサマニツカヘテチユウギデアリマシタ、
- (三) ミチザネコウハ、ウタヤ、文ヲ、シヤウズニナサレマシタ、
- (四) ヨニハ、カカルオ方ヲ、ニクムワルモノモアリマシタ、

備考

菅原道實は、今より凡千年をかり前の人にて、參議是善の子、學問該博、詩文に長じ、兼て治體に通曉せり、第五十九代 宇多天皇藤原氏の專權を抑制せんとし、翰林より擢で、重用し、事を議せしめ給ひぬ、天皇御年三十にして、位を第六十代 醍醐天皇に譲り給ふ、天皇御位に即き給ひて、道真を右大臣となし給ひぬ、時に藤原時平左大臣たりしが、道真の德望遠く己の上に出づるを嫉み、同志と謀り、廢立を謀ると讒奏し、かれを道真は遂に太宰權帥に貶せられたり、道真配所に在りて薨す、後官位を復して正二位を贈り、第六十六代 一條天皇の御時、更に正一位左大臣を贈り、尋で太政大臣を追贈せらる、民間祠を北野に建て、天滿天神といふ、

第二十課 兄弟の美筆

本文 あれの太らうは、ろろほんのけいこをしてをります。

れとうどの二らうは、本をよんでをります。
 あれ、いもうどのれたけが、手本をもつてまゐりました。
 いまから、手ならひするのであります。
 この三人のきやうたいは、いつも、中よく、べんきやういたします。
 のちには、みな、かしこい人になりませう。

注意

本課は前課菅公の忍耐勤勉の事實に相關聯して、三人の同胞互に相親昵して、日課の復習を勉むる事を示し、以て其の忍耐勤勉の精神を養ひ、兼て家庭に於ける孝悌愛敬の道と、此に對する作法とを教ふ、本課の豫備とすべきものは、第一卷第十四課、及第三十五課の中教授の際相參酌して、其の義を貫徹せしめん事を要す、

應用

- (一) 太らうと、二らうと、れたけとは、きやうたいであります、
- (二) きやうたいは、たがいに、中をよくするものであります、
- (三) あれとあねとは、よくうやまひ、れとうどといもうとは、せわをせねをなりました、

(四) よく木をよみ手ならひをするを、かくもんをべんきやうするとまうします。

第二十一課 麥ノ耕作

(注意) 以下第廿一課より第廿五課に至るまでを一段となす、此の一段は、本巻の最末段にして、凡て前三段の意を歸納せるものなれど、其の表題は大體に涉るもの多しとす、即農商業を奨励する緒をなし、又女子に向ひては、禮儀作法を習はしむる緒を啓き、最末には國恩の重きを説きて、忠愛の思念を養はしむ。

本文 コノサムイ風ノフク日ニ、ヒヤクシヤウガ、ハタケニ出テサリマス。

アノ百シヤウハ、ナニナシテナルノデアリマスカ。
アレハ、ムギノ中ヲ、ダガヘシテナルノデアリマス。

ムギハ、三四寸ノビテナリマス。

コノムギハ、キヨチンノアキニ、タチチマイタノデアリマス。

今、サムサチコラヘテ、ダガヘシテオキマスト、ノチニハ、ヨクミ

ノルデアリマセウ。

注意 本課は、農夫耕作の状を示し、以て本巻第六課及第十六課の意を反覆紹述して、農夫は其の艱難辛苦を厭はず、勤勉以て他日收穫の樂を得ることを示し、以て其の忍耐勤勉の精神を養ふ、前課第十六課より第十七課第十八課の三課に、寒中の状を示し、此に次ぎて、梅花春に先づ事を説きたる意なり、本課に於いては之を總括して、一課に収むるものなれど、前課の應用を考へ、豫備と應用とに工夫を置き、細心注意あらんことを希望す。

應用 (一) キタ風ガ、サムクフキマス、

(二) ヒヤクシヤウガ、ハタケカヘンテ井マス、

(三) 今ムギハ、三四寸ニノビテナリマス、

(四) コレハ、キヨネンノアキ、百シヤウガ、マイタノデアリマス、

備考 (卷之三第九課注意卷之五第十三課注意参照)

第二十二課 穀物

本文 コノウチノオクニ、ツンデアアルモノハ、ナニデアリマセウカ。

アレハ、米、ムギナドノ、タハラデアリマセウ。
マヘノ方ノ、ナケニ入レテアルモノハ、ナニデアリマスカ。
アレハ、マメト、アツキトデアリマス。
コノウチハ、コクモツナウル店デアリマス。
米、ムギ、豆、アツキ、ナドナ、コクモツトマウシマス。

注意 本課は、前課穀物の意に關連して、其の穀物を賣買する商店の事に説き及び、以て商業の思想を啓く端をなす、而して其の書様に、店主客に接して甚懇懃なる状を示し、且商家店頭の整齊せるを示す、此等の點は、教授者の特に注意を望む所なり、

應用 (一) 米、ムギナドハ、メシニツキ、豆ハ、ニテタベマス、

(二) 米、ムギハ、タハラニ入レマス、

(三) ウリモノヲ、ナラベテオクトコロヲ、店トイヒマス、

備考 米、麥、粟、稗、稷を五穀と稱し、豆類、胡麻、玉蜀黍、蕎麥等を雜穀と稱す、

第二十三課 雜遊

本文 れひなさまを、かざりませう。

れひなさまのうしろに、びやうぶをたて、まへに、くわしや、しろ
さけをうなへませう。

このたいりさまは、をちさまからいたたまき、五りんぼやしは、を
はさまから、いたたいたのせあります。

これから、れあねさまを、れきやくによびまして、ままを、い
たしませう。

れうめや、れまへは、れきふじをしてれくれ。

注意 本課の要旨とする所は、恰此の教授時期に於いて、適當なる三月三日の節句に於いて、兒童遊戯の状を示し、以て、専ら女兒童を習ふ端となす、今や女子の教育大に重んぜられ、女子の智育は、日進の機運に向へりと雖、又同時に女子の最重んずべき、坐作進退の作法或は家庭日常の事に迂なる弊日を追ふて甚しからんとす、故に此の弊風を矯めんとせむ、小學教育に重きを措かざるを得ず、茲に女子に對する特別の課を設けて、女子の禮儀を習ふべきことを示し、所以なり、

應用 (一) くわしは、うまくあります、たべすぎると、びやうぶになります、

- (二) れきふじをするときは、まぢがひないやうに、きをつけねをなりませぬ、
- (三) さやくにゆいたときは、ぎやうぎよくするものであります、

備考 雜遊は、女子が平生の遊戯に、人形を玩びて遊ぶことなれど、雜祭、又雜節句といふは、毎年三月三日に、雛人形を飾りて、種々の食物を具へ、祝をなすことにて、古は上己の節會、又重三の節なを唱へたり、古は、公事にも、曲水の宴なをいふことありて、御前にて、詩賦の興あり、私事には、酒に桃花をひたして、飲み、百病を除くなをいふことありしが、今は止みて、行はれず、唯雜祭のみは、一般に行はる、女子が天性なる、優美の心を養はんには、適當の遊なりかし、

第二十四課 君のおん父母のおん

本文 わたくしどもを生みうたてて、かやうに、大きくしてくたされ
たのは、父上母上までござります。

このくれををさめて、父上はじめ、わたくしどもを、おじよくら
せるやうに、してくたされるのは、天わうさままでござります。
うれゆゑ、君と、れやとのをれんは、すこしのひまも、わすれては

なりませぬ。

注意

本課は、前段の總體を一括して、忠誠の思念を養ひ、國恩を重んずる念を惹起さし
めんが爲、之を出せり、脩身教授に於いては、常に忠愛の思想を涵養すべけれど、眞に君
恩の忝きを了解するものに至りては、甚、鮮きが如し、是、恐くは、教授の方法其の當を失
せしに、坐せずんをわらず、故に敢て此處に之を言ふ所以なり、且、夫、忠君愛國といふ、其
の意に於いては、異なる所ありと雖、之を我が國躰に徴すれど、君は此の土を拓き給ひ、
此の國を建て給ふ、此の國土は即君の國土なり、而して君は此の國土に照臨し給ふ、君
と國遂に離るべきものに非ず、吾人幸に此の國土に生れ、君恩に浴して生を專んずる
ことを得、緩急事に従ひて、身命を抛たざるべからざる所以なり、然り而して、君に忠な
るは、國を愛する所以にして、國を愛するは、君に忠なる所以の理を忘るべからざるな
り、這般の事、初學の兒童には、到底了解し得べきものに非ずと雖、機に臨み變に應じて、
此の思想を養成せんこと、最、肝要なりとす、併せて此處に之をいふ、

子として親を愛慕するは、自然の情なり、然れども、無心の兒童は、唯父母の己が欲情を
満足し、呉るゝ人なるを知りて、孝養の怠るべからざる所以を知らず、孝は、百行の本な
りとも云へど、幾多の方面より、開發誘掖して、此の心を養成せざるべからず、忠臣を求

應用

ひるは孝子の門に於てすと、教育者十分の熱心を要すべき所なりとす、

- (一) 父も母もどもに子をかはゆがります、
- (二) 天わうさまは、くはのみねやでありませす、
- (三) 君には、ちゆうぎをつくさねとなりませぬ、
- (四) 父と母とは、かうかうをせねとなりませぬ、
- (五) 人は、生れながらに、ものごとをしるものでありませぬ、
- (六) 君のこれんど、わやのこれんどは、一生わすれてはありませぬ、

備考

父子の道は親を主とす、人生れて父子あるは、天地の自然なれど、孩提の童も親を愛み親む心ありて、父母の膝下に抱き養はるゝ時よりして、其の親愛の心自然に生じ、其の年長するに隨ひて、父母を敬する心もまた自然に生ずる也、孝の道は、愛と敬との二つにあり、されども父子の間は、恩を本とするものなれど、親愛の心を以て主とするなり、

父子は、本同一氣にして、身躰の分れたるのみなり、子孫の血脈は、父祖の血脈なり、父祖は上流にして、子孫の前身なり、子孫は下流にして、父祖の後身なり、故に聖賢の語にも、身は父母の遺躰なりといへり、天地開闢し、初て人民ありてより以來、一氣流通して、子

孫あらんかぎり、は相連綿す、故に父を親愛して、疾痛痾痒も己が身と同じく、祖先を念ふこと、父を慕ふが如く、子孫を慈すること、己が身に異ならず、これ永き孝慈なり、古、天祖三種の神器を傳へたまひし時に、寶鏡を授けて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾と宣へり、天孫は、天祖の遺躰なり、天祖を拜したまはんとて、寶鏡に向はせ給はん時、鏡中の御形は、即、天祖の遺躰にましますを、天胤の窮なく昌ぬたまはんには、天祖永く鏡中にましますなり、古歌に、人の子の親にいかなるものをとて戀しきときは、鏡をぞみるといへるも、此の意に叶へるなるべし、

人々、神明の大訓に従ひ、父子祖孫永世一氣なることを知り、此の心を推して、己が身もまた、天祖、天孫の恩澤を蒙りし人々の子孫なることを知り、今の至尊も、天祖と同氣にましますことを知りて、至尊を仰ぎ奉らんこと、己が祖先の天祖、天孫を仰ぎ奉りし昔に變ることなからんは、是祖先の志を繼ぐ大孝といふべし、この志を繼ぐ孝心を移して、君に事ふるは、父に事ふるに資りて、以て君に事ふといへる意にもかなひて、即、孝は親に事ふるに始り、君に事ふるに中し、身を立つるに終るといへる義なり、遠き祖先の志をも繼ぐべき程ならん、近き父母に孝養を盡さる理あらんや、されど是を父子の親の大なるものといふべきなり、

(會澤安)

天孫統を垂れ給ひてより、列聖相承け以て、今上天皇に至る、其の間代々の天皇、一向に世を安かれどのみ、御心を碎かせ給ひ、下萬民を愛撫し給ふこと、真に畏きことの極といふべし、代々の天皇の至仁至慈なることは、さることながら、今上天皇陛下の御登極以來、宵衣旰食以て、御躬親政を申しめされ、民の疾苦を訪はせ給ふ御仁政の數々は、一々算へ奉るべからず、御製によりて、大御心の一斑を窺ひ奉るべきなり、御製

いにしへの文見るたびに思ふかな

れのが治むる國はいかにと

あやにしきどり重ねても思ふ哉

寒されははんそでもなき身を

此の御製を拜し奉りても、如何に萬民の爲に、宸襟を惱まし給ふかを知るに足りなん、臣民たるもの、各本分を盡して、以て皇恩の萬一に酬い奉らんことを、瞬時も忘るべからざるなり、

第二十五課 皇御國

本文 すめら みくら の もののふ は いかなる こと を
 か つとむ べき たた み け もてる まごころ を 君
 と れや と け つくす まぞ

注意 本課は前課の意を歌詞とし、唱和の際自然に感化を深からしめんどの意に出づ、

神州生民の本分蓋これより湧き来るものに外ならず、宜しく反覆唱謠せしめ、其の意義の心肝に徹底するに至らしめんことを期すべし、

備考 すめらみくに皇國なり、ものゝふ武夫なり、

尋常小學讀本教授用書卷之二終

K121.8

尋常小學讀本教授用書卷之二終

明治三十年二月四日訂正再版印刷
明治三十年二月八日發行

定價金拾貳錢

著者

西澤之助

東京市京橋區築地二丁目
二十一番地

發行兼
印刷者

成澤唯次

東京市京橋區築地二丁目
二十番地

發兌

國光社

東京市京橋區築地二丁目
二十一番地

